令第百十七条第二項第二号に規定する建築物の部分に該当することを確認するために必要な事項	令第百二十三条第三項第二号に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項	令第百十七条第二項第二号及び令第百二十三条第三項第二号の規定に適合することの確認に必要な図書	
令第百二十条第一項の表の(一)の項に規定する国土交通大臣が定める基準に適合することを確認するために必要な事項		令第百二十条第一項の表の(一)の項に規定する国土交通大臣が定める基準に適合する居室に該当することの確認に必要な図書	
令第百二十一条の二の規定に適合することの確認に必要な図書	直通階段で屋外に設けるものが木造である場合における当該直通階段の構造及び防腐措置		
（略）			
（十四）～（二十三）	（略）		
（二十四）	法第五十三条の規定が適用される建築物	（略）	建築面積求積図
			耐火構造等の構造詳細図
法第五十三条第四項、第五項又は第六項第三号の規定が適用される建築物	当該許可に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項	法第五十三条第四項、第五項又は第六項第三号の許可の内容に適合することの確認に必要な図書	

令第百十七条第二項第二号に規定する建築物の部分に該当することを確認するために必要な事項	令第百二十三条第三項第二号に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項	令第百十七条第二項第二号及び令第百二十三条第三項第二号の規定に適合することの確認に必要な図書	
令第百二十一条の二の規定に適合することの確認に必要な図書	直通階段で屋外に設けるものが木造である場合における当該直通階段の構造及び防腐措置		
（略）			
（十四）～（二十三）	（略）		
（二十四）	法第五十三条の規定が適用される建築物	（略）	建築面積求積図
			耐火構造等の構造詳細図
法第五十三条第四項、第五項又は第六項第三号の規定が適用される建築物	当該許可に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項	法第五十三条第四項、第五項又は第六項第三号の許可の内容に適合することの確認に必要な図書	